

京都市雨水貯留施設設置助成金

「事前確認書」

確認内容	チェック欄
助成金を受けることができる雨水貯留タンクについて	
<p>■本市の下水道事業計画区域内※にある建築物に設置する1基当たりの容量が80リットル以上の雨水貯留タンクが対象となります。</p> <p>※ 雨水貯留タンクを設置する御住所が下水道の事業計画区域内かどうかは、上下水道局ホームページで御確認いただけます。 (https://www.kyoto-gesuido.jp/TspAgreementWeb.aspx)</p> <p>■1つの建築物の敷地内に4基まで助成金の交付を受けることができます。</p>	□
助成金について	
<p>■購入費用の4分の3が助成されます。(上限37,500円(税込))</p> <p>■設置工事費用(業者に設置を依頼した場合)の4分の3が助成されます。(上限10,000円(税込))</p> <p>ただし、上記の合計金額の上限は37,500円(税込)です。</p> <p>■購入費用の助成対象になるのは、以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①雨水貯留タンク ②分岐器具(雨どいからの) ③蛇口 ④架台 ※コンクリートブロック4個(400円)程度、雨水貯留タンクと一体型の場合は対象外 ⑤転倒防止器具 <p>■以下のものは購入費用の助成対象にはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中古品 ○ 送料・その他手数料 ○ 販売店やクレジットカード等のポイントを利用された場合のポイント利用分 ○ 下記のような器具や工具等 <p>(例) 本体付属品以外の接続ホース、接続パイプ(雨どいを改造してタンクに直結させる場合も含む) 動力ポンプ、製作工具(ノコギリ、やすり等)、消耗品(接着剤、錆止め、セメント等) など</p> <p>■設置工事費用の対象になるのは、雨水貯留タンク等の工事を業者に依頼される場合のみです。御自身や個人の方が設置をされる場合は、設置工事費用の申請はできません。※地面の基礎工事や雨どいの修繕工事等は、助成対象となりません。</p>	□
<p>■助成金の交付は、指定口座への振込みとなります。(現金支払不可)。</p>	□



申請書類について

■申請者本人であることの確認ができる書類等の提出が必要です。設置場所によって異なりますので、**下記ア～ウの該当するものにチェック**のうえ、必要な提出物をご確認ください。（雨水タンク購入後、申請書と一緒に提出してください。事前確認の際は、不要です。）

①本人確認書類（運転免許証、住民票等）

※法人の場合は登記事項証明書の履歴事項全部証明書

②建物の登記事項証明書

③建物所有者の同意（申請書の所定の欄への記載）

ア	持ち家（自己所有）かつ申請者住所と同じ場合・・・①のみ	<input type="checkbox"/>
イ	持ち家（自己所有）だが申請者住所と異なる場合・・・①及び②	<input type="checkbox"/>
ウ	借家（自己所有でない）の場合・・・①～③のすべて	<input type="checkbox"/>

■領収書等、購入・設置に要した費用（税込み）が確認できる書類の提出が必要です。（コピー可）

※宛名が申請者名であり、購入内容（但し書きや明細など）が把握できるものに限ります。

※新築時に設置される方は、住宅ローンに含めないでください。

■雨水貯留タンク等の設置前後の状況を確認できる写真の提出が必要です。

○ 設置前と設置後の写真を同じ場所から撮影してください。

（設置前の写真の撮り忘れに御注意ください。）

○ 設置後の写真は、購入したものが判別できるように撮影してください。

（タンクの全体像、分岐器具、蛇口、架台、転倒防止器具）

○ 設置工事費用の助成を申請される場合は、設置業者が工事を行っている様子を確認できる施工中の写真を撮影してください。

■雨水貯留タンクの設置後、その機能を維持するために必要となる点検、補修、清掃等の維持管理は自己の負担により行ってください。

■雨水貯留タンクの管理に起因して自己または第三者に損害が生じたときは、自己の責任において解決してください。

上記事項を確認しましたので、整理番号が到着後、上記に従って雨水貯留タンクを設置し、助成金の申請を行います。

申請者住所 〒 -

設置場所 申請者住所と同じ 申請者住所と異なる（下記に記入）

〒 -

電話番号（ ） -

氏名